

EC のインド製ベッドリネン輸入に対するアンチダンピング措置

(パネル報告 WT/DS141/R, 提出日: 2001 年 10 月 30 日、採択日: 2001 年 3 月 12 日)

(上級委員会報告 WT/DS141/AB/R, 提出日: 2001 年 3 月 1 日 採択日: 2001 年 3 月 12 日)

田村次朗

I. 事実の概要

1996 年 7 月 30 日、ユーロコットン（綿織物産業組合）は主にインド製ベッドリネンに対して AD 税を課すよう EC に訴えた。1996 年 9 月 13 日、EC は AD 調査開始の公示を行い、ダンピング調査期間として、1995 年 7 月 1 日から 1996 年 6 月 30 日、損害認定に関する調査期間は 1992 年から調査終了までとした。調査対象となるインドの業者が多数にのぼるため、EC はサンプルとなる業者を抽出し、Bombay Dyeing 社がベッドリネンの代表的生産者であるとして、同社の販売価格をインドの全生産者の販売価格として使用した。EC は、Bombay Dyeing 社の国内販売の一部が通常の商取引ではないと判断し、構成価額に基づいて正常価額を算定すると決定した。同社の構成価額の算定に使用された販売および一般管理費、および利潤が調査対象となった業者の構成価額の算定にも使用された。輸出価格は、EC 域内の実際の販売価格を基に算定された。

EC は、EC 域内での国内生産の主要な部分を占めている 35 社を共同体産業とし、その中から 17 社をサンプルとして抽出した。そして、ダンピングと実質的損害の因果関係を認定し、1997 年 6 月 12 日にダンピングと損害および因果関係の存在を認める仮決定を公示し、1997 年 6 月 14 日より暫定 AD 税を賦課した。ダンピングと損害および因果関係を認める最終決定は 1997 年 11 月 28 日に公示され、確定 AD 税が課されることとなった。

II. パネル・上級委員会報告要旨

1. 先決的判断

先決的判断として争点となっているのは、以下の 4 点である。

(1) パネルの審査範囲

EC は、インドによる申立は適切でないとして、パネルの審査の対象外であると

主張した。パネルは、インドの AD 協定 6 条に関する申立はパネルの審査対象外であるとの結論を下した。その理由は、以下の通りである。第 1 に、DSU6.2 条では、パネル設置の際には問題点を明確化するために法的根拠を持った申立の要約が求められる Korea-Daily Safeguard 上級委員会報告¹では、違反申立の根拠となる協定の条文は常に列挙されなければならないとされた。しかし、本ケースではそれらが全く示されていない。第 2 に、EC-Bananas 上級委員会報告²においても示されたように、全ての申立はパネル設置要請の中でなされなくてはならない。したがって、第 1 回意見書またはその協議過程で言及されていた、または議論されていたという事実はなんら抗弁とはならない。第 3 に、EC にとって反論の機会があり、何ら不利益が生じていないからといって、それは抗弁にはならない。以上 3 点から、パネルはインドの AD 協定 6 条に関する申立はパネルの審査対象外であると判断した。

(パネル 6.12~6.17)

次に、EC は、AD 協定 3.4 条に関するインドの申立について、第 1 回意見書でなされた申立とパネル設置要請でなされた申立の内容が異なると主張し、パネルの審査対象とすべきでないとして主張した。この点についてパネルは、EC の主張を却下し、AD 協定 3.4 条に関するインドの申立が DSU6.2 条を満たすものかを判断した。DSU6.2 条の要件について、パネルは Korea-Daily Safeguard 上級委員会報告を引用し、上級委員会が採用したとされる 2 段階テストを本件でも採用した。すなわち、第 1 に、対象となる条文の性質に照らし、パネル設置要請における文言を検討した。第 2 に、実際のパネル設置手続に鑑み、被申立国がパネル設置手続の方法によって不利益を被ったか否かを評価した。パネル設置要請における 3.4 条に関する説明は、3.4 条に基づく損害の分析において全輸入品がダンピングされたという判断に関する第 1 回意見書における主張に言及しておらず、関連がない。このことは、パネル設置要請がインドの 3.4 条に関する申立について明確ではなかったことを示すものである。しかし、このことによって EC および第三国が不利益を被ったとはいえない。したがって、EC の主張をパネルは却下した。(パネル 6.19~6.29)

(2) 協議内容に関する証拠

EC は、パネル設置要請以前の協議内容に関する報告書を証拠に含めるべきではないと主張した。パネルは、インドの主張はパネルの判断に影響をもたらすもので

はなく、協議に関する証拠は関係がなく必要性もないが、それを排除する必要もないとの判断を示した。その理由については、DSU11 条に従って、パネルは付託された問題について客観的評価を行う義務があるとした。さらに、Australia-Automotive leather パネル報告³を引用し、インドの提示する事実や主張を制限する必要はないとした。さらに、DSU13.2 条を挙げ、パネルはいかなる情報源であれ、そこから情報を収集する一般的権利があるとした。このような理由から、EC の主張をパネルは却下した。(パネル 6.32~6.35)

(3) 他の調査における秘密情報に関する証拠

EC は、インドの第 1 回意見書では別の調査における情報が含まれており、秘密義務に違反しており、パネルはこれを排除するよう求めた。これに対し、パネルは、次のような理由から EC の主張を退けた。ここでの問題は AD 協定 6.5 条の最終文における秘密情報の公開であるが、付託された問題に関してはインドが 6.5 条を侵害したという主張はなされなかった。さらに、秘密を保持する関係者は秘密情報について審査することに同意した。(パネル 6.39~6.40)

(4) 事後的文書

インドは、EC の第 1 回意見書について、事後的に作成されたものであり、パネルで審査されるべきではないと主張したが、パネルは次のような理由でインドの主張を却下した。AD 協定 17.5 条によると、パネルは加盟国の当局が適当な国内手続によって入手した事実に基づいて紛争を審査する。しかし、その形式が調査期間に当初知らされた形であることは要求しない。そして、第 1 回意見書は形式を変えたものであり、新たな証拠を含むものではない。(パネル 6.43)

2. 立証責任および審査基準

パネルは、立証責任については、申立国側に立証責任を課し、その責任を申立国側が果たした後に、被申立国側に反証する責任が生じるとした。

次に、審査基準について、AD 協定 17.6 条を引用し、AD における紛争処理の審査基準について言及した。それにより、申立に関する事実の立証が適切であったと認定したとすると、公平かつ客観的な当局が EC の調査機関の達した結論に達しうるか否かにつ

いてパネルは検討した。さらに、ECのAD協定の解釈に依拠する決定を審査するにあたり、AD協定の規定を解釈するが、その解釈はウィーン条約法条約に従ってその文脈、目的に照らして通常の意味を探り、ECの解釈が国際法の慣習的原則から許容されるかを判断した。(パネル6.44～6.47)

3. AD協定2条に関して

[1] (1) 2.2.2条(構成価額)に関して

i : パネルにおける両国の主張とパネル報告要旨

- ・まず第1に、2.2.2条は正常価額についての規定であるが、正常価額が決定できない場合には(i)～(iii)までのオプションを使用することができるとしている。本件では、そのオプションに優先順位があるかが争われた。インドは、オプションには優先順位があり、(i)を使うことができたのにもかかわらず(ii)を優先させたECの正常価額の算定方法は2.2.2条違反であると主張した。これに対し、ECは、オプションには優先順位はないと主張した。パネルは、ECは2.2.2条に反しないとの結論を示した。その理由は、インドはオプションには優先順位があるとする根拠を示しておらず、2.2.2条の柱書きや(i)～(iii)には優先順位を示す文言が存在せず各国の裁量に任されているためであるとした。(パネル6.54～6.62)
- ・第2に、2.2.2条(ii)の文言には「生産者または輸出者が得た額の加重平均」を出すとある。ECは加重平均を1つの生産者(Bombay Dyeing社)から割り出したが、一生産者のデータでも加重平均といえるかについて争いがあった。インドは、「生産者または輸出者」という文言は複数形で示されているため、一生産者のデータのみを基準としたECは、2.2.2条(ii)に違反するとした。これに対しECは、2.2.2条(ii)の趣旨は実際のデータを基に構成価額を決定することであり、生産者が1社しか該当しない場合にはその1つのデータで充分であるとした。パネルは、ECは2.2.2条(ii)に違反しないとし、その理由として、利潤額の決定については、1つの企業のデータのみによって決定されることを排除していないこと、通常の商取引のデータのみを利用することはAD協定の主旨および目的にかなっていることを挙げた。(パネル6.69～6.75)

- ・第3に、2.2.2条(ii)の文言にある「負担し及び得た額」を計算する際、この額は通常の商取引の範囲内であるのか、それとも全ての商取引を含むのかが争点となった。これについて、インドは、2.2.2条(ii)には「通常の商取引」という文言がないにもかかわらずECが通常の商取引額のみを求めたことは、2.2.2条(ii)と整合しないと主張した。一方ECは、通常の商取引以外の取引を除外することはAD協定2条と矛盾しないので、通常の商取引の額を求めても問題ないと主張した。パネルは、2条は原則として加盟国が通常の商取引における価格を基準に正常価額を求めることを規定するとし、ECはこれに違反しないとした。(6.83～6.87)

- ・第4に、2.2.2条(iii)の文言では「通常得る利潤の額を超えないことを条件」とするが、この規定が2.2.2条(i)(ii)の条件としても考慮されるべきかについて争われた。インドは、2.2.2条の(i)も(ii)も、2.2.2条(iii)の「通常得る利潤の額を超えない」妥当な範囲内でなければならず、ECの示した額は明らかにそれを超えていると主張した。ECは、(iii)に記されている条件は他の2つのオプションに該当しない上に、そもそもオプション(i)(ii)はそれ自体妥当性を持つと主張した。パネルは、2.2.2条(i)と(ii)はそれ自体妥当性を持つものであり、ECの出した構成価額は2.2.2条(ii)に違反するものではないと結論を下した。(パネル6.94-6.103)

ii : 上訴における両国の主張と上級委員会報告

- ・インドは、2.2.2条(ii)の文言は複数形で記述されており、パネルはこの文言を無視しており、また、ECの調査は客観的でありかつ差別的でないとは言えないと主張した。これに対してECは、1社の輸出者または生産者の妥当な情報があれば足りるとするパネルの判断を支持した。上級委員会はこの点について、パネルの判断を覆し、ECの違反を認定した。その理由として、加重平均の計算は1社の輸出者または生産者のみを基礎として行うことは不可能であり、したがって、複数の業者のデータを基礎とすることが求められていると考えられると述べた。そして、パネルの判断は、2.2.2条(ii)を適用する際に複数の業者が存在すると

きには加重平均を用い、1社の時には加重平均を用いないことを認めるものであり、加重平均と規定されている文言の存在意義をなくすものであるとの判断を示した。(上級委員会 67～78)

- ・インドは、SG&A および利潤を算出する際に、通常の商取引ではない生産・販売を含まなくてよいとするパネルの判断は、2.2.2 条 (ii) に反すると主張した。一方で、EC は通常の商取引でない販売、特に原価割れの製品についての情報を調査当局は排除することができ、それは 2.2.2 条に基づくものである、と反論した。上級委員会は以下のような理由で、EC の違反を認定した。2.2.2 条 (ii) の「負担し及び得た額」には何ら例外や制限を規定していないため、全ての取引が含まれていなければならない、通常の商取引ではない販売を排除することは許容されない。また、2.2.2 条柱書きにおいて、「通常の商取引」のデータに依拠することを求めている一方で、柱書きにおける計算方法が採用できない際に使用する (i) ～ (iii) のオプションのうちの (ii) では、柱書きのような限定は付けていない。以上の理由から、通常の商取引のみを基礎とすることを認めたパネルの解釈を破棄し、EC の同条に関する違反を認定した。(上級委員会 79～85)

(2) 2.4.2 条 (ゼロイング) に関して

i : パネルにおける両国の主張

インドは、EC が行ったネガティブ・マージンをゼロにすること (いわゆる「ゼロイング」) は 2.4.2 条の「比較可能な全ての輸出取引の価格の加重平均」という文言に反すると主張した。一方 EC は、様々なタイプのダンピングマージンを最終的に総合する方法は条文には規定されてはおらず、総合的なダンピングマージンを求めるためにゼロイングを行ったとしても条文違反にはならないと反論した。パネルは、次の理由で、EC の行ったゼロイングは 2.4.2 条に違反するとの結論を示した。2.4.2 条は製品タイプごとのダンピングマージンを算出することは認めているが、同時に、対象製品に関する「すべての」輸出取引における価格を考慮に入れた上でダンピングマージンを算出すべきであると規定している。しかし、EC はネガティブ・マージンをゼロイングによって考慮することなく製品全体のダンピングマージンを算出した。したがって、EC の行ったゼロイングは 2.4.2 条に違反す

る。(パネル 6.110～6.119)

ii : 上訴における両国の主張と上級委員会報告

インドは、パネルによるゼロイングは2.4.2条に違反するという結論を支持した。一方で、ECは、個々のダンピングマージンを合計して製品全体のダンピングマージンを算定する方法について2.4.2条は規定しておらず、パネルの判断を上級委員会は破棄すべきであると主張した。また、パネルの解釈では、製品のあるモデルにおいてなされる「ねらいうち」のダンピングに対抗できず、ダンピングの隠蔽を見逃すことになるとし、パネルの判断の妥当性に疑問を投げかけた。

上級委員会は、ECの行ったダンピングは2.4.2条に反するとの判断を下した。その理由として、ECはゼロイングによってベッドリネン全体のダンピングマージンを算定してはおらず、「すべての」モデルの価格を基礎としていないと指摘した。さらに、ECはAD調査の際に様々なモデルを含めたベッドリネンを単一の製品、同種の製品と認定していた以上、全てのモデルは「比較可能」とであると指摘した。また、「ねらいうち」のダンピングとは2.4.2条第3文の3つのパターン(購入者・地域・時期)を想定しており、製品のタイプを特定したダンピングについては、明確な規律を設けていないとした。(上級委員会 53,59～65)

4. AD協定3条に関して

(1) 「dumped imports」の範囲

ECが調査期間中に全ての輸入製品(取引されていないものも含む)をダンピングとして扱ったことはAD協定3.1条、3.4条、3.5条に反するかという点について、以下のように主張した。インドは、調査対象外の製品にダンピングを仮定することはできず、調査期間中の輸入ベッドリネン全てを「dumped imports」として扱うことは不当であると主張した。ECは、「dumped imports」とは特定の国からダンピングとして問題とされる輸入品の全てであって、インドの主張するように実際にダンピングされたものだけではないと主張した。これに対してパネルは、調査当局がダンピングと認めた製品であるなら、その特定の輸入される全ての製品を「dumped imports」とするのが3.1条、3.4条、3.5条において妥当であり、したがってECは違反していないとした。(パネル 6.135～6.144)

(2) 3.4条に列挙されている要因に関して

インドは、ECがAD協定3.4条に列挙されている全ての損害の原因を示しておらず、生産性、投資収益もしくは操業度、資金流収入、在庫、賃金、成長、資本調達能力を考慮していないと主張した。これに対してECは、3.4条の第1文は、「ダンピングの影響」とあるように、何が発生したかを説明すべきであり、何が発生していないかまで説明する必要はないと主張した。パネルは、3.4条の「shall include」とは、列挙されている項目の検討は義務的であるということを示しており、ECは3.4条に規定されている義務を果たしていないと結論づけた。(パネル6.154～6.156)

(3) グルーピングに関して

インドは、ECがベッドリネン業者を不適切な方法でグルーピングした上で、サンプル以外の企業の情報を検討したことは3.4条に反すると主張した。一方、ECは、適切に国内産業を認定した上で、損害認定について適切な認定を行ったと反論した。これに関し、パネルは、ECの3.4条違反を認定した。パネルは国内産業の解釈問題には触れず、まず共同体産業と認定した企業からの情報収集について判断を下した。それによると、サンプルとしては挙げられていなくとも、それらの企業は国内産業としていることから、これらの企業から情報を得たことはAD協定3.1条、3.4条、3.5条に反しない。それらは国内産業の情報の検討を求めるものであり、共同体産業と認定された企業が国内産業を構成する限り、協定に整合的でないとはいえない。(パネル6.181) しかしながら、サンプルでもなく共同体産業でもない企業から情報を収集したことについては、パネルは、国内産業と認定されていない企業からの情報収集は3.4条に反すると述べた。(パネル6.182～6.183)

5. AD協定5条

(1) 5.3条（証拠の正確さおよび妥当性）について

インドは、ECは調査開始を正当化する国内産業の主張は検討しているが、その正確さや妥当性を判断しているとはいえず、AD実施に関してECは証拠の正確さおよび妥当性を審査するというAD協定5.3条の義務に反したと主張したが、パネルは、インドのこの申立を退けた。パネルはまず、5.3条の目的は、調査当局に証拠を審査

するよう要請し、その審査は調査開始を正当化するのに十分な証拠があるか否かを決定させることであるとした上で、5.3条は証拠の審査についてその具体的方法を定めてはおらず、また、その審査の十分性や関連事項の公開方法についても何ら規定していないとした。(パネル 6.106～6.198) そして、もし、調査機関が十分なものであると認定したのであれば、その認定は当該申請における情報の正確さと妥当性を審査したものと判断できるとした。パネルは、インドは EC 当局が調査開始にあたり十分な証拠があり、妥当性があると判断したことが誤りであることを立証できなかったと結論づけた。(パネル 6.199～6.201)

(2) 5.4条 (国内産業による申請支持) について

インドは、EC は生産者組合による支持を国内産業のためになされたものであるとみなしたこと、EC は調査開始以前に国内産業の支持を審査していなかったことが AD 協定 5.4 条に違反すると主張したが、パネルは、この主張を退けた。パネルは、まず 5.4 条の課す条件には次の 2 つがあると指摘した。まず第 1 に、当該申請について支持または反対を表明している国内産業の一部が生産する同種の製品の総生産の 50% を超える生産者が支持を表明していること。第 2 に、国内産業による同種の製品の総生産高の少なくとも 25% になる生産者が申立を支持していること。(パネル 6.211～6.212) 次に、5.4 条は、調査当局に調査開始前に決定を下さなければならないと規定しているが、その具体的プロセスについて特定の要件を定めてはいないと言及し、必要な審査がなされたか否かは EC が実際に証拠に基づいて申請の支持の存在を認定したかによって評価されるとした。本件では、直接当局に申請支持を表明した生産者の総生産高は 26.7% になり、5.4 条の条件を満たすものであり、提出された文書は全て調査開始以前の日付である。したがってパネルは、EC は AD 協定 5.4 条に反しないとした。なお、直接支持を表明した生産者の割合は 24% を超えていたので、生産者組合からの支持表明を適切に考慮したかの決定をここで下す必要はないとした。(パネル 6.213～6.217)

6. AD 協定 15 条

インドは、EC は AD 協定 15 条に基づくインドの輸出業者からの意見に返答せず、インドの途上国としての地位およびインドにおける綿織物産業の重要性を言及せず、建

設的救済の可能性を AD 税賦課以前に模索しなかったため、AD 協定 15 条に違反したと主張した。パネルは、EC の措置は AD 協定 15 条に反すると結論づけた。パネルはまず、「建設的救済措置」とは損害をもたらすダンピングの効果を中和する手段のことをいうとした上で、AD 協定における「建設的救済措置」とは、ダンピングマージン以下の AD 税賦課または価格約束が該当するとした。(6.228～6.229) 次に、建設的救済の可能性を模索するタイミングについては、確定措置以前のみがそれに当たり、暫定措置発動以前までは含めないとして、後者まで含めるとするインドの主張を退けた。

(6.231～6.232) また、実際に EC が建設的救済の可能性を模索したか否かについては、「模索する」とは建設的救済を積極的に考慮することを示すとした上で、次のような理由で、EC はその義務を果たさなかったとした。本件では、価格約束の提案が正式な形で行われなかったことは明らかだが、インドからの約束の申し出に対して EC が何ら返答しなかった点において、建設的救済の可能性を模索したとはいえないと結論づけた。特に、途上国から約束の可能性が持ち出された場合には、全く無反応でいることは建設的救済の可能性を模索するという義務を果たしていないと判断できるパネルはした。(パネル 6.233～6.238)

7. 12 条

インドは、EC が AD 調査の最終的決定の中で、AD 協定 2.2.2 条、2.2 条、3.1 条、3.4 条、3.5 条、5.3 条、5.4 条、15 条に関する決定について適切な説明を行わなかったとして AD 協定 12.22 条に違反したと主張したが、パネルは、2.2.2 条、2.2 条に関するインドの申立を次のような理由で退けた。すなわち、インドは EC の 2.2.2 条、2.2 条違反を前提としているが、それらに EC は違反していなかった。また、インドが求めている決定は 2.2.2 条、2.2 条で義務づけられてはおらず、義務づけられていない決定について説明する必要はないとした。以上により、2.2.2 条、2.2 条についてのインドの申立は却下された。(パネル 6.250～6.256)

次に、パネルは AD 協定 3.1 条、3.5 条に関する決定に関して、EC は最終決定から適切な分析を行ったことは明確であり、12.2.2 条には違反しないと結論づけた。3.4 条、15 条の決定に関しては、EC がそもそも同規定に違反していると結論が示されているので、これについて 12.2.2 条との整合性を判断することは意義が乏しいため、パネルは検討しないとした。(パネル 6.257～6.259)

AD 協定 5.3 条、5.4 条に関する決定について、パネルは、12.2.2 条の対象外であるとしてこの主張を退けた。(パネル 6.260~6.261)

8. パネルおよび上級委員会の結論および勧告

パネルは、EC の措置について AD 協定 2.4.2 条、3.4 条、15 条に違反したとした。パネルは DSU3.8 条により、AD 協定違反とされた EC の措置について、利益を無効化または侵害しているものと結論し、DSB が EC による協定違反の措置を是正するように求めることを勧告した。

上級委員会は、パネルの 2.2.2 条 (ii) に関する判断を破棄し、EC の違反を認定した。また、2.4.2 条に関しての EC の申立を退け、違反と認定した。

III. 解説

本ケースは、EC によるアンチダンピング措置に対し、協定と整合的でないと判断が出されたものであり、日本も長らく問題としてきているアメリカや EU によるアンチダンピング措置の濫用に対し一定の歯止めをかける今後の方向性が本ケースからも理解できよう。

今後の WTO において、果たしてどこまでアンチダンピング措置の扱いが改善されていくのかが注目されるところであり、本ケースで争点となったいくつかの詳細な点については、各国や論者により様々な見解はあるものの、将来的には濫用防止の方向へ条文改正を含めて検討されていくべき点であると思われる。以下、本ケースでにおける争点(構成価額の算出方法、ゼロイング、損害認定の際の要件等)について述べる。

(1) 構成価額の算出方法

本ケースでは、EC は Bombay Dyeing 社 1 社のみのデータを基礎として、調査対象企業の構成価額を算定したことが問題となった。そこで、AD 協定 2.2.2 条 (ii) の解釈において、あくまで複数業者の加重平均とするか、単独業者でも要件を満たすのかが解釈上の争点となる。仮に、単独業者のみのデータで構成価額を算出すると、SG&A および利潤の高い企業のデータに依拠して調査対象業者の構成価額を算出することが可能となる。そうした場合、正常価額を高める結果となり、ダンピングマージンを創出したり、または高いダンピングマージンを設定させるといった問題が生じ

と思われる。このようなおそれから、恣意的に SG&A および利潤の高い企業のデータを使用することを防ぐ必要が生じる。したがって、恣意的に高いダンピングマージンを創出する事態を回避するために、2.2.2 条 (ii) の文言通り、あくまで複数の輸出者 (exporters)・複数の生産者 (producers) のデータの加重平均を算出し、平均的データを採用すべきとの解釈が妥当ではないだろうか。

しかしながら、一方で、上級委員会の文言に着目した解釈に対しては疑問も提示されている。すなわち、実際に他の輸出者が存在しない場合、複数業者の加重平均のみを妥当とする上級委員会の解釈では不都合が生じてしまうと指摘されている。このような見解からは、2.2.2 条 (ii) の解釈は、文言の単複では問題を解決できないとされる。

(2) ゼロイング

日本は以前から、EC によるゼロイングを問題視してきた。しかし、ゼロイングを明確に禁止する規定が存在しなかったため、日本はオーディオカセットテープに関する AD 措置のケース⁴においてもゼロイングの違反申立に関して敗訴したという経緯がある。これに対し、本ケースにおいては、パネル、上級委員会ともに結論としてはゼロイングを違反とした点に意義がある。

ただし、結論としては妥当であるものの、結論に至る理由づけには疑問も残る。すなわち、パネル、上級委員会共に、ゼロイングに関して AD 協定 2.4.2 条に基づいて違反認定を行ったが、果たして現行の 2.4.2 条でゼロイングを禁止できるのだろうか。

「すべての」輸出価格を考慮することは、2.4.2 条に挙げられている全ての価格比較の形態では規定されておらず、この点では疑問が残る。また、ネガティブ・マージンの扱いについては明確な規定が存在せず、価格比較についての本規定をやや強引に解釈、適用した感も否めない。これらの点を解決するには、別途、明示の規律を設ける必要があるだろう。

ところで、AD 発動国である輸入国側からみると、カテゴリーごとに対応し、ダンピングを行っている箇所について AD 措置を適用せざるをえない現状が指摘されている。すなわち、AD 発動のおそれがある際に、あるカテゴリーにおいて輸出価格を高めネガティブ・マージンを生じさせ、他のカテゴリーでは価格を下げダンピングを行うという場合である。このような「ねらいうち」のダンピングに対してどのように

対応するかという問題にも、輸入国側は直面しているのである。

(3) 損害認定における要件

第1に、3.4条に列挙されている項目が義務的であるのかという点についての判断に注目できよう。すなわち、列挙されている各項目は義務的であるとの判断がパネルによって示されたが、妥当な判断と思われる。仮に、各項目を任意に審査できるとすれば、損害が認められる項目を選択した上で調査当局が損害認定を行うおそれがある。そこで、全ての項目を義務的なリストとして扱い、審査する義務を設ける必要があるだろう。

第2に、損害認定に関するデータ収集については、課題が残されているように思われる。本ケースでは、17社をサンプルとし、それ以外の共同体産業も国内産業のデータとして使用しても問題ないとの判断をパネルは下した。確かに、規定の上ではサンプル以外でも国内産業を構成する限り、そのデータの使用は妨げられるものではないだろう。しかしながら、そのサンプリングによって、損害認定の容易な企業からデータを収集し、恣意的な損害認定につながるおそれがあると思われる。

(4) 開発途上国に対する措置

従来から、AD措置を巡っては、輸入先である先進国と輸出元である途上国との間で紛争が発生し、対立してきている。そうした中、先進国が開発途上国に対してAD措置を課す際には、建設的な救済措置を検討することを15条は規定している。結果的には、EC側の違反認定がなされたが、本ケースでは15条自体の限界が示されたように思われる。パネルは、ECがインドの申立に返答しなかったことを積極的な検討にはあたらないとした。しかし、先進国側としては、その可能性を検討した上で申立を拒絶することも可能であろう。そのような拒絶は15条および、その解釈である今回の判断にも抵触しないものと思われる。したがって、途上国側の視点に立てば、15条は実益に乏しいものといえるだろう。ただし、このパネルの判断は、先進国に途上国に対する配慮を検討するよう求めるものであり、途上国に好意的な措置を実際にとることまでは要求していない。したがって、輸入国の調査当局の裁量にゆだねられるほかはなく、宣言的意味合いにとどまる規定であろう。なお、このような現状を踏まえ、日本をはじめとして、AD協定に途上国配慮条項を設けるべきだとする主張

が存在する。また、WTO 閣僚宣言においても、AD 協定 15 条についてその改正が指摘されている。

しかし一方で、先進国側からみれば、途上国に対して AD 措置を発動する際には調査手続上の難点があることが実務家からは指摘されている。途上国が証拠として提出する財務諸表の不備などはその調査に困難をきたす原因となり、AD の機動的運用の妨げとなっているとの批判もある。

【参考文献】

・福永有夏「WTO 体制下のアンチダンピング制度 —分析と検証— EC のインドからのベッドリネンに対するアンチダンピング措置」貿易と関税 (2001.9) 48 頁

・United-States-Anti-Dumping Measures on Stainless Steel Plate in Coils and Stainless Steel Sheet and Strip From Korea, WT/DS179/R

・小寺彰「EC による日本産オーディオカセットテープに対するアンチダンピング税」(公正貿易センター) 146-157 頁

・小寺彰執筆部分「EC による日本産オーディオカセットテープに対するダンピング防止税」『ケースブック ガット・WTO 法』118-121 頁

【注】

¹ Korea-Definitive Safeguard Measure on Imports of Certain Dairy Products, WT/DS98/R, 21 June 1999

² European Communities-Regime for the Importation, Sale and Distribution of Bananas, WT/DS27/AB/R, 9 September 1997

³ Australia-Subsidies Provided to Producers and Exporters of Automotive Leather, WT/DS/126/RW, 21 January 2000

⁴ 日本産オーディオ・カセットテープに対する AD 税, ADP/136